

相模原市監査委員公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成18年度、平成28年度、平成29年度及び令和元年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年8月12日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 特定の事件（平成18年度）

少子高齢化対応事業の財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

保健福祉部保育課及び関係各部課並びに経済部産業振興課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日

令和2年8月6日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】  | 措置の状況   |
|--|---|
| <p><b>【小児急病診療事業委託】</b></p> <p><b>委託料の積算根拠について</b></p> <p>小児急病診療事業委託の目的は体制整備であり、診療収入増に伴う余剰金については、医師会全体の事業費や運営費に充てられ、公益的な活動に対して使用してもらっているとのことである。しかしながら、委託料の精算が経費実績のみにより行われ、経費から控除される診療収入は当初の見込みのままであるため、委託料の積算根拠が不明確であるだけでなく、委託料に対する成果の範囲が分かりづらくなっている。</p> <p>市として医師会の活動を支援する必要があるれば、補助金等で対応することも可能であり、余剰金の扱いについては、改めて委託先である医師会と協議すべきである。</p> <p>小児科医療を取り巻く厳しい環境の中で、市が休日夜間の小児急病患者の受け皿を確保していくことは、少子化</p> | <p><b>【小児急病診療事業委託】</b></p> <p><b>委託料の積算根拠について</b></p> <p>当該委託契約は、平成24年度まで前金払で払っていたが、平成21年度予算から平成24年度予算までにおいては過年度の診療収入の実績を考慮した委託料の減額を行い、平成25年度からは支払方法を概算払に変更し、当該年度の診療収入の実績に応じて委託料の精算を行うこととした。</p> <p>また、当該委託料を含む急病診療事業を構成する委託事業（4事業）と補助事業（2事業）について、市と医師会において事業主体の再確認を行った結果、急病診療事業は市の本来業務であるため、市が事業主体となり医師会へ委託することが適切であると判断し、令和2年度から、「休日夜間急病診療事業（初期救急）」として、委託事業に集約した。</p> |

対策の中でも特に重要な政策の一つであると思われる。今後、本事業を確実かつ経済性に留意しつつ継続していくためにも、改めて委託料の積算根拠及び精算方法を明確にし、必要な運営コストを負担していくことが必要である。

(報告書 55頁～56頁)

1 特定の事件（平成28年度）

補助金に係る財務に関する事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年8月6日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】   | 措置の状況  |
|---|--|
| <p data-bbox="220 698 762 734"><b>【高度医療機器共同利用事業補助金】</b></p> <p data-bbox="204 757 778 1079">診療報酬（MRI）と高度医療機器使用料（CR）では必要経費を賄えないために補助金が発生しているが、補助金の目的は高度医療機器の整備により達成されていると考えるべきで、事業の赤字補てんの理由にはならない。</p> <p data-bbox="204 1102 778 1303">整備費の補助と機器の稼働率等から判断すれば、赤字にならないはずのもと考えられるので、医師会の負担と機器使用料の見直しが必要である。</p> <p data-bbox="204 1326 778 1527">高度医療機器使用料の算定の見直しと費用の削減について医師会と協議し、補助金の廃止ないしは大幅な削減を行うべきである。</p> <p data-bbox="507 1563 762 1594">（報告書 48頁）</p> | <p data-bbox="829 698 1353 734"><b>【高度医療機器共同利用事業補助金】</b></p> <p data-bbox="813 757 1385 1079">MRI共同利用については、MRIを所有する医療機関の増加及び医療機関間における連携の進展により、MRI共同利用事業の役目は終了したと判断し、令和元年度末をもって同事業は終了した。</p> <p data-bbox="813 1102 1385 1482">また、CR共同利用については、主な使用目的が市医師会に委託しているがん施設検診に必要なものであるため、市医師会と協議し、経費の整理と内容の精査を行った上で、令和2年度予算から「がん施設検診委託」に移管した。</p> <p data-bbox="813 1505 1385 1594">以上のことから、当該補助金は、令和元年度末をもって廃止した。</p> |

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年8月6日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】   | 措置の状況   |
|---|---|
| <p data-bbox="215 752 778 790"><b>【一般社団法人相模原市観光協会】</b></p> <p data-bbox="236 808 563 846">内部管理体制について</p> <p data-bbox="199 866 783 1361">支払いの承認や残高の照合といった手続が内規に定められているが、実際は規程に従った運用がなされておらず、規程が形骸化し、相互牽制が働く体制になっていない。現在の規模で最低限必要な承認や相互確認といった手続を再検討の上、人員体制含め、管理体制を抜本的に見直すとともに、規程類の再整備を行うべきである。</p> <p data-bbox="491 1382 778 1420">（報告書 190頁）</p> | <p data-bbox="821 752 1321 790"><b>【一般社団法人相模原市観光協会】</b></p> <p data-bbox="842 808 1169 846">内部管理体制について</p> <p data-bbox="805 866 1390 1133">経理に関する承認手続等が規程に定められたとおりに行われていなかったことについては、法人内の不適切な実務慣習を前例踏襲によって継続していた結果である。</p> <p data-bbox="805 1153 1390 1361">平成30年度、事務分掌の見直しにより経理担当職員の増員を行い、会計伝票の承認については、所属職員に対して改めて規程遵守を徹底した。</p> <p data-bbox="805 1382 1390 1644">また、経理の透明性等を図るため、令和元年度から月次決算を導入し、専決規程に基づく承認が行われ、会計規程に基づいた、適正な経理処理が行われている。</p> |

1 特定の事件（令和元年度）

委託に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

平成30年度に委託事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年8月6日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】  | 措置の状況   |
|--|---|
| <p data-bbox="209 698 780 790"><b>1. 【介護保険システム改修作業委託（平成30年度法改正対応）】</b></p> <p data-bbox="236 810 762 846"><b>業務委託仕様書等の整合性について</b></p> <p data-bbox="201 871 782 1075">本委託業務は、日本電気株式会社製の法改正に係るパッケージソフトを市の仕様に改修し介護保険システムに導入するものである。</p> <p data-bbox="201 1099 782 1478">仕様書に記載されている委託業務の内容と委託先からの見積書の記載内容の整合が取れていない。また、委託先からの再委託承認申請書に基づいて業務の一部を再委託しているが、仕様書と再委託承認申請書の記載内容も整合が取れていない。</p> <p data-bbox="201 1503 782 1821">業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書の一連の書類について整合性を保つ必要がある。また、再委託を行う場合は、仕様書のどの部分が再委託されているのか、その金額はどの程度なのかを確認する必要がある。</p> <p data-bbox="491 1845 780 1881">（報告書 100頁）</p> | <p data-bbox="818 698 1390 790"><b>1. 【介護保険システム改修作業委託（平成30年度法改正対応）】</b></p> <p data-bbox="845 810 1372 846"><b>業務委託仕様書等の整合性について</b></p> <p data-bbox="810 871 1388 1420">介護保険システム改修作業委託に係る業務委託仕様書にパッケージソフト導入に関する記載が確認不足により漏れていたことから、受託者作成の見積書及び受託者が一部業務を再委託した際に徴した再委託承認申請書の記載内容との間に不整合が生じ、また、委託業務全体の中で再委託業務がどの部分に当たり、その金額がいくらかということが不明確になっていた。</p> <p data-bbox="810 1444 1388 1879">令和元年度の同契約においては、業務委託仕様書にパッケージソフト導入に関する記載を追加することにより委託業務の全てを網羅し、各書類間の整合を図るとともに、再委託承認申請書の記載内容と見積書を照合することで再委託業務の内容や金額を把握し適切に承認が行えるよう改善した。</p> |

## 2. 【妊婦健康診査事業】

### 実施報告書の提出遅延について

助産所との契約分について、健康診査が実施された翌月15日までに補助券を添付して、市に妊婦健康診査実施報告書兼請求書を提出することになっている。

しかしながら、実施報告書の提出が遅れ、2か月分を同時に提出している事例が見受けられた。翌月15日までに実施報告書が提出されるよう助産所に対応を求める必要がある。

(報告書 109頁)

## 3. 【乳幼児健康診査事業】

### 契約書の規定の見直しについて

受注者である市医師会は、乳幼児健康診査実施報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、実施報告書は、市医師会からではなく協力医療機関から直接市に提出されていた。

実施要領では、健康診査を実施した協力医療機関が市に実施報告書を提出することとされている。契約書の規定と実施要領の規定とが整合していない状況にあり、契約書の規定を見直す必要がある。

(報告書 111頁)

## 2. 【妊婦健康診査事業】

### 実施報告書の提出遅延について

請求書が実績報告書を兼ねていたことにより、助産所から請求がない場合、実績がないか提出漏れかを確認できなかったことから、令和元年度以降については報告書と請求書を別様式とし、実績がない場合にも報告を受ける運用に改めた。

また、助産所に対しては、改めて提出期限を遵守するよう周知徹底を図った。

## 3. 【乳幼児健康診査事業】

### 契約書の規定の見直しについて

乳幼児健康診査の実施報告書については、発達障害等の早期把握及び対応を図るため、実施要領に基づき健康診査を実施した協力医療機関から市が直接報告書の提出を受け、同時に医師会へも同内容の報告が行われる運用となっており、市と医師会との間で合意がなされていた。

令和2年度以降については、契約書の規定を実際の運用及び実施要領に合わせた上で契約を締結し、指摘にあった記載内容の不整合の解消が図られた。

**【無料職業紹介事業管理運営業務委託】**

**4. 総価単価契約における契約書の表記について**

求人開拓業務、求職者支援講座実施業務について、契約書に記載された金額は契約の上限額のみであって単価、予定数量の表記がなく、仕様書にも表記がない。総価単価契約部分については、市は見積書の単価を用いて計算しているとのことであった。契約書には上限額のみでなく単価と予定数量を記載する必要がある。

(報告書 119頁)

**5. 再委託の承認について**

委託先は、本事業に係る業務の一部を他の事業者へ再委託したいとして市に「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」を平成30年4月1日付で

**【無料職業紹介事業管理運営業務委託】**

**4. 総価単価契約における契約書の表記について**

本件は、総価単価業務について、単価と予定数量を契約書に記載すべきであったところ、上限額のみ表示していたものであって、契約事務の手引きに基づく総価単価契約の表示方法についての確認作業が疎かになっていたことによるものである。

なお、見積書の単価をそのまま契約単価として認識し、業務完了報告書と請求書に基づき委託料の支払い事務を行っていたため、契約書に単価の表示はなかったものの支払い金額に誤りは生じていない。

令和2年度からは、契約書の総価単価契約部分について、単価と予定数量を記載した。今後は契約事務の手引きに基づく契約書記載事項のチェックリストを作成し、決裁時に活用するなど、チェック機能を強化し、確認漏れを防ぐこととした。

**5. 再委託の承認について**

本件は、再委託協議を書面によらず口頭のみで承認し、個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書を受理することで契約書第17条に定める協議が整



提出し、市はこれを承認している。ただし、業務委託契約書第17条に定める協議に関する協議書類は作成されていない。再委託の承認にあたっては金額を明らかにする必要があるとともに、再委託に関する契約書案を徴取するなどして再委託の内容を吟味し、委託先との協議についての記録を書面で残しておく必要がある。

さらに、委託先から提出された業務完了報告書(年報)には、求職者支援講座が再委託により実施されたことについての記載がないため、再委託の実態があいまいとなっている。市は、再委託が承認したとおりに実施されているかを確認する必要がある。

(報告書 120頁)

ったものと誤認していたことによるものである。

なお、再委託を承認するに当たっては、再委託相手方に相当のノウハウがあり、再委託金額も契約金額の内訳(求職者支援講座実施業務)と同額であるなどの理由から妥当であると判断した。

今後については、再委託の内容を吟味し、協議記録を残すことについて、課内周知を徹底するとともに、契約課通知で示されている「再委託の留意点」等についてチェックリストを作成し、再委託申請承認の決裁時に活用するなど、複数人でチェックを行うことや、業務完了報告書にも再委託としての実施事業内容を記載させることで確認漏れを防ぐこととした。

なお、求職者支援講座について、改めて再委託の必要性を検討した結果、委託先によるノウハウ蓄積により、委託先で実施が可能と判断したため、令和元年度から再委託を行わず、委託先において直接運営するよう見直しを図った。